

三田市規則第 3 2 号

新病院建設基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例（平成 2 1 年三田市条例第 2 号）第 5 条の規定に基づき新病院建設基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、新病院建設基本設計・実施設計担当課において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後最初に行われる委員会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。